

令和8年度から市の組織体制を見直します

図総務課 TEL 23-7282

▶本市が現在直面している行政課題等に対応するため、令和8年4月から組織体制を見直します。市民サービスの向上や円滑な事務管理のため、社会福祉課から分割し、障がい福祉課を新設します。あわせて、本庁1階フロアの窓口の一部について、利便性向上のため配置を変更します。

①社会福祉課を分割し「障がい福祉課」を新設

…これまで社会福祉課で担っていた障がい福祉に関する
ことについて、障がい者や障がい児への支援体制の強化
や各種障がい福祉施策の実施および円滑な事務管理のため、
障がい福祉課を新設します。

《主な担当業務》

社会福祉課

- ・地域福祉や民生委員・児童委員に関する業務。
- ・生活困窮・生活保護に関する業務。
- ・人権施策に関する業務など。

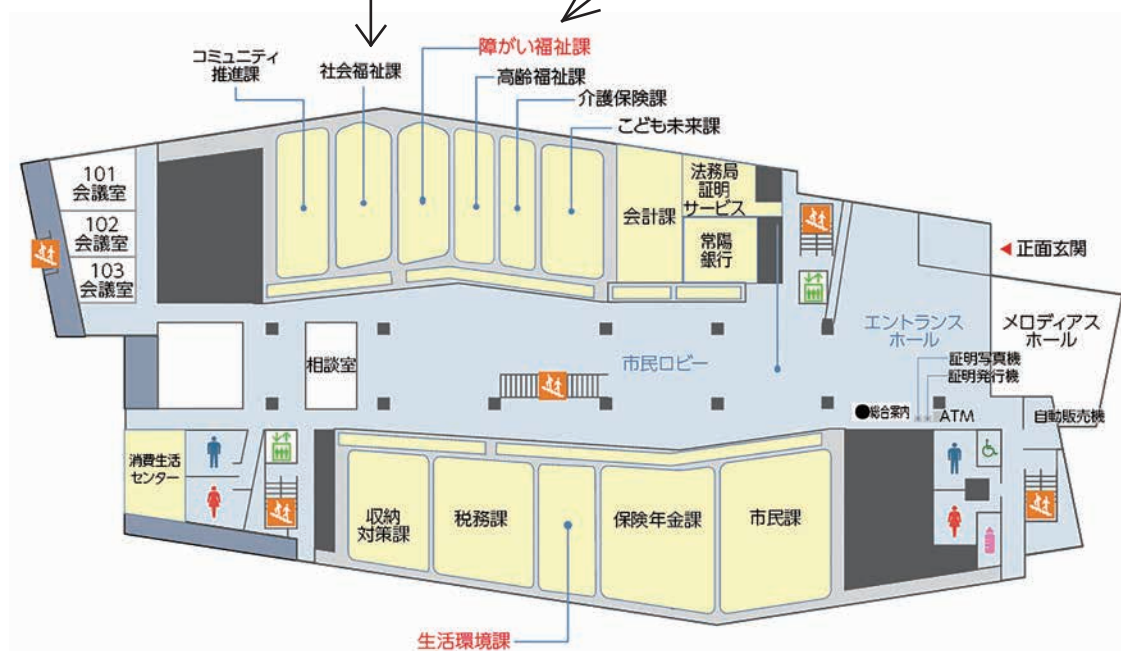
②本庁1階フロアの配置変更

…障がい福祉課の新設にあわせて、
本庁利用者の利便性向上のため、
本庁1階フロアの窓口の一部につ
いて配置を変更します。

《主な担当業務》

障がい福祉課

- ・障がい者及び障がい児に関する業務。
- ・障がい福祉施策に関する業務など。



③高浜エリア整備推進関連業務の担当部署変更

…今後想定される基盤整備や周辺環境の変化を踏まえ、個別のインフラ整備にとどまらず、エリア全体を一体的に捉えた整備方針と将来像を整理するため、担当課を都市建設部都市計画課から市長直轄組織駅周辺にぎわい創生課へ変更します。

くらし・手続き

① 低所得の子育て世帯
に対する給付金

▼低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給します。

【支給額】
対象児童1人につき5万円

【支給対象者】

・公的年金給付など（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給しており、令和8年1月分の児童扶養手当の支給を受けていない人

申請方法／4月30日までに

申請書に必要書類を添えて、
ごども未来課窓口へ提出。

※毎週回は、午後7時まで受付いたします。

※詳しくはこちらから▼



② 児童手当について

【第3子以降の多子加算における手続きはお済みですか?】

▼令和8年4月1日時点にお

いて児童手当受給者で、左記に該当する場合は、手続きが必要です。

① 令和8年3月31日迄に18歳年度末（高校卒業）を迎える子がおり、22歳年度末までの子を、3人以上養育している場合は「額改定請求書」、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

② 令和8年3月に短大・専門学校などを卒業する子がおり、22歳年度末までの子を、3人以上養育している場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

提出期限／4月16日

※期限までに提出した場合

は、4月分から多子加算の対象となります。期限後に提出された場合は、提出された月の翌月から多子加算の対象となります。

【公務員の児童手当について】

▼公務員になった人は、勤務先から支給されますので、市に「支給事由消滅届」を提出してください。また、

公務員でなくなった人は、左記に該当する場合は、手続きが必要です。

※詳しくはこちらから▼

① 令和8年3月31日迄に18歳年度末（高校卒業）を迎える子がおり、22歳年度末までの子を、3人以上養育している場合は「額改定請求書」、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

② 令和8年3月に短大・専門学校などを卒業する子がおり、22歳年度末までの子を、3人以上養育している場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

提出期限／4月16日

※期限までに提出した場合は、4月分から多子加算の対象となります。期限後に提出された場合は、提出された月の翌月から多子加算の対象となります。

公務員でなくなった人は、市に受給申請する必要があります。

※詳しくはこちらから▼



① 共通

ごども未来課

Tel. 23・7331

石岡市ごども家庭センター
が子育てをサポート!

▼子育てに関する情報提供や育児相談を行っています。

妊娠期から子育て期にかけて、ごどもたちが健やかに育つための支援を切れ目なく実施します。

◆3つの機能が一体化!

お子さんおよび保護者の支援をより円滑に!

【母子保健機能】
妊娠期からお子さんの成長発達に寄り添います。

【子育て世代包括支援センター機能】
育児に関する情報提供や相談を行います。

【子ども家庭総合支援拠点】
妊産婦や家庭等からの相談に応じるほか、ごどもの

虐待への対応などをおこないません。

※詳しくはこちらから▼



ごども未来課

Tel. 24・1390

児童扶養手当などの手当額

▼物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている

手当などについては、令和7年の物価変動率に基づき、左記の金額となります。

① 児童扶養手当
(本体額)
全部支給／4万8050円

一部支給／4万8040円、
1万1340円

(第2子以降加算額)
全部支給／1万1350円、
一部支給／1万1340円、
5680円

② 特別児童扶養手当
1級／5万8450円、
2級／3万8930円

③ 特別障害者手当
3万450円

④ 障害児福祉手当
1万6560円

⑤ ①ごども未来課
Tel. 23・7331

⑥ ④障がい福祉課
Tel. 23・5569

多言語翻訳サービス「カタログポケット」の終了について

▶ 広報石岡などの市政情報を多言語で読むことができるサービス「カタログポケット」は、3月末をもって利用を終了しました。これまでご利用いただき、ありがとうございました。今後は、広報いしおかスマートフォン版（8言語に翻訳可能）をご利用ください。

※広報いしおかスマートフォンはこちらの二次元コードから▶



閩秘書広聴課わがまち発信室
Tel. 23-7275

くらし・手続き

募

集

講座・教室

相

談

健

康

おしらせ

イベント・催し